# 戦前期沖縄における青年集団と南島村内法

―その罰札制度と地域方言札―

井 谷 泰 彦

#### はじめに

戦前期沖縄の青年集団の大きな特徴のひとつに、南島村内法・罰札制度の執行者であったことが挙げられる。それは、1879年から約2,30年間に渡る「旧慣温存期」という過渡期において、本土の法体系の多くが沖縄県に適用されなかった為に残された琉球王国以来の遺風であった。本土とは異なり、沖縄の青年組織は字を基盤としたまま残存し、慣習法であった南島村内法は、1885年(明治18)に各間切(琉球王国時代からの行政単位)から県に届け出がなされて、事実上その存在が認められていた。沖縄の青年会(団)や、若者組の沖縄バージョンである「二才揃」が南島村内法の執行者として、字行政(村政)に深く関与してきたことは、戦前から田村浩の『琉球共産村落の研究』(至言社 1977)や佐喜真興の『シマの話』(東京堂 1925)のなかで指摘されてきた。しかし罰札制度の執行に関しては、田村の挙げた大宜味村津波集落の青年会の規約のような明文化された事例が稀であることもあり、今まで青年集団の問題として正面から検証されることは少なかった。

この論稿は、近代沖縄の青年集団が南島村内法・罰札制度を通して字行政に関与していた実態を俎上に載せ、さらにその言語教育への応用である「方言札」の地域社会(社会教育の場)での使用を含めた、罰札制度総体が有していた機能と意味を考察することを目的とする。

筆者は、沖縄の青年集団が南島村内法・罰札制度の執行者であった事実を、沖縄社会教育史において看過できない意味を有することと考えている。その第一の理由は、近代沖縄の青年集団が抱える旧時代の母斑とも言えるからである。近年、社会教育学界では、旧来からの本土の若者組と、近代青年団の歴史的連続性を否定する見解が見られるようになった。しかし少なくとも沖縄では、村内法との関係ひとつとっても、近代の青年会(団)と若者組の沖縄バージョンである二才揃の深い関係性は明らかである。第二の理由としては、他府県には見られない、沖縄の青年組織特有の活動であり、それが戦後沖縄青年会の諸特徴(団結力の強さ、字単位の組織であること、郷土文化の保存等)とどこかで関係していることが上げられる。村揃(全字民集会)や青年会などの集会の出欠に罰金制度が設けられていたことに典型的に見られるように、村内法の根底には共同責任・共同体至上主義が存在する。その意味で言えば、とかく美化されて語られる沖縄のユイマール(共同労働・相互扶助)と南島村内法・罰札制度は実は表裏しているといっていい。そして第三の理由としては、沖縄近代教育史を語る上で大きな問題となってきた「方言札」罰札制度との関係が疑えないからである。罰札制度が日

常的な存在であった沖縄農村社会において、「普通語(標準語)励行」が避けられない課題となったとき、札はごく自然に受け入れられていった。そして、留意すべきことは、方言札制度がこれまで学校教育内部の教育手段としてのみ語られる傾向にあったが、学校外部の地域社会の中で使用されてきた事例も存在し、沖縄における社会教育の問題として「方言札」を取り上げる意義も存在する。

沖縄の青年集団が、他のどの府県にも増して、郷土芸能や社会体育を守り発展させてきた集団であることは今までも強調されてきた。しかし、風俗改良運動という形で自文化の否定を担ったこともまた。 た一方における事実である。母語を否定する行過ぎた標準語励行の担い手であったこともまた。

この論稿では、まず(1)において沖縄の南島村内法・罰札制度を概観し、(2)において、『字誌』に記録された罰札制度の実例を挙げ、その実態を紹介する。そして(3)において、その罰札制度の近代教育への応用である「方言札」制度について言及し、(4)では方言札を含む罰札制度全般の慣習的性格について叙述する。更に(5)において、社会教育の場において使用されてきた「方言札」の問題を取り上げてその意味を考察し、最後の(6)で沖縄社会教育の現場で生きていた、方言札を含む罰札制度全般が孕む問題についてまとめて、この論稿の小括とする。

# (1) 沖縄の青年集団と南島村内法・罰札制度

かつての琉球王国の法体系は、薩摩から強いられた「掟」、「琉球科律」・「間切公事帳」などの王 府法、そして間切(琉球王国~明治期の行政単位)や集落(シマ)ごとに定められた「南島村内法」 の3段階に分けられる。謀反・反逆や殺人などの刑法犯は、王府法により平等所と呼ぶ裁判所で裁か れたが、民事は殆どこの南島村内法に委ねられた(1)。法の実態がある程度明らかにされているのは、 1885年(明治18)に県が各間切に届け出を命じて成文化されたからである。真境名安興はこう規定 している。「民事、行政法規などを混合したる間切村内法と称するものあり。其の規定する所は、農務、 林業及び風紀,納税などの取締に関するものにて,畢竟隣祐相警戒し自ら制裁を附せるものとす」(2)。 原則として、全住民の集会である「村揃い」で基準を協議して決定した。それを「村吟味」と呼んだ。 王府法よりもずっと古い法であり、自然発生的なものであるが、18世紀には間切吏員と各シマで協 議して執行されるようになった。法は間切ごと・シマごとに定められるゆえに、内容もそれぞれ異 なっている。だがある程度共通する部分でいえば、制裁には科銭、科米、科松(私費で山に木を植え ること。), 日晒(枷号), 所払い(村からの追放), 科鞭などがあるが、身体への危害に関しては、さ すがに明治中期には禁止されたようだ<sup>(3)</sup>。本来は、科銭や科米・所払い等は国家の有する司法権を 侵害するものであるが、明治政府の旧慣温存政策によって沖縄社会に残り続け、場合によっては米軍 占領下の戦後にまで生き延びた。そして、科銭や科米、科松を執行する為に利用されたシステムが、 この罰札制度である。罰札を持たされている人間は,次の違反者が見つかるまでは,金銭なり玄米な りを集落(シマ)に納めなければならなかった。「科銭は一違反者あれば村にて協議の上、此れに該 当する違反行為を定め票札を渡すものとす。此の票札を保持する者は毎日一定の科銭・科米を納付す るものにて、次犯者を発見するまでは、幾年月の間と雖も之を支払ふの義務あり」(4)。ここに、方言

札と同一のシステム、次の違反者が出るまでその札を持っていなければならないという沖縄社会の罰札の特性を見出すことができる。

この罰札制度は、村役人(近代に入ってからは字の役職者)によって協議された上で、村揃と呼ぶ集落(シマ)全体の会議で定められ、集落(シマ)の青年たちによって実行された。特に沖縄本島北部から中部にかけては若者の役割が明確であった<sup>(5)</sup>。二才揃などの若者組の沖縄バージョンにあたる集団や、青年会・消防団・警防団などのその後身に該当する集団の役目として位置づけられることが多かった。筆者はこの沖縄の青年集団がこのシステムを担っていたという事実の持つ意味は、決して小さくないと考える。南島村内法の罰札制度は、方言札を含む行過ぎた風俗取締りとなって人々を苦しめた。特に罰金を支払うことは大変な負担となった。だが、その掟の執行者であるが故の紐帯の強さが、ときに伝統芸能や社会体育を継承させる媒体として機能し、現在まで続くユニークで活発な諸活動を生み出す土壌を形成したことも一方において確かではなかろうか。

近代に入り、本土の若者組と沖縄の青年集団のあり方には大きな相違が見られるようになる。田中治彦は次のように述べている。「子どもたちは小学校へ行くようになり、昔のように若者組で知識をつける必要がなくなる。警察・消防の組織ができ、若者組が担っていた夜警、治安維持、消防の機能は消滅ないしは減少する。結局、若者組に残されたのは祭りと社交の場だけであり、酒や賭博の場となる若者組もあった。若者組の退廃状況は、西村茂樹、徳富蘇峰らが等しく指摘するところである」(6)。そして、集落単位の若者組は、行政村単位に組織された、社会教化を旨とする青年団に取って代わられる。

1879 年(明治 12)に琉球処分によって、日本の「県」にされた沖縄では、事情が違った。分野・地域によって変わるものの、およそ 2、30 年の間、日本の法体系が適用されなかった沖縄では、旧来からの慣習が残された。二才揃などの伝統的若者組織にもそのことは当てはまった。本土とは違って、集落(シマ)単位で若者が組織され、昔ながらの業務を担った。『沖縄県史 4』には次のように述べられている。「彼らは『二才揃』などという集団をつくり、二才頭という統率者をおいて、村の規範に従い、村の自治(それはきわめて形式的なものもあったようだが)に参加し、風俗、作物の取り締まり、盗難、火災、行旅人、ミヤラビなどの締りにあたっていた。また村の行事(綱引等)の運営にも参加していた。これらは、地方によって多少の差異があったが、県政初期の『旧慣』温存政策の中で、県政期にもちこされ、根強く農村生活のなかに生き続けたのであろう」(傍線筆者)(7)。下線を引いた部分が、南島村内法・罰札制度に関係するところである。

#### (2)沖縄の罰札制度の実例

具体的に集落(シマ)のなかで使用されていた、罰札の例を取り上げて行く。ここでは先ず、名護市辺野古集落を例として挙げることにする。この集落を含む沖縄本島北部は、古い習俗を比較的よく残してきた地域であり、奥野彦六郎が『南島村内法』で指摘したように、青年集団の役割も明確であることが多い。豊富なサンプルを残しているところから選択した<sup>(8)</sup>。この集落では、青年会は1912

年(大正元)に「久志村青年会辺野古支部」として位置づけられる。しかし、大正中期までは以前同様に「二才揃」と呼ばれていた。青年会には15歳から40歳の集落(シマ)の男子が全員強制的に加入させられ、「二才頭」と呼ばれる統率者の下で活動した。青年会は、15歳~22歳、23歳~29歳、30歳以上の賛助員の3つのグループに分けられていたが、昭和に入って「青年団」と改称された。(賛助員は行事を手伝う程度であった。)

『辺野古誌』(辺野古区事務所 1998)には、大正期の青年会の活動が次のように列挙されている。「1. 朝夕奉仕作業、2. 札の取締り、3. 夜学会の開設、4. 集団農場での農作物栽培、5. 茶園・竹造林管理、6. 出征入営家族への奉仕活動……(略)」(457頁)。古い時代からの二才揃(若者組)の要素と、社会教化を目的とする修養団体という新しい要素が分かちがたく混在していることが見てとれる。

罰札には、以下のような種類の札が存在していた。ウーギ(甘蔗)札(他人の畑でサトウキビを盗って食べた者に対する罰則)、ユラリ札(仕事の手を抜いて、お喋りばかりしていると渡される。一日  $1 \sim 2$  銭)、農具札(他人の農具を勝手に使用したら渡される)、カンダ札(他人の畑より芋かずらを盗んだ者の札)などがあった。また、戦後まで残ったのは、鶏法度札(放し飼い禁止)である。最も厳しかったのは、他の集落(シマ)同様の山盗札であり、これは不法な伐採を防ぎ山林を保護するためのものであった。他には、「女ヌ罰金」といって、毎晩12時に二才揃・青年会のなかの年少組がユーマーイ(夜回り)をして、在宅していなかった女子がいると科銭された。1914(大正3)までは、他村の若者と密通すると豚が取り上げられるという厳しい規則が存在したが、同年に青年会長嘉陽宗安によって廃止された。この罰札制の一部は戦後になっても残り、1967年(昭和42)に廃止されるまで「部落内規」として存在していた。罰札制度は、青年会への参加にも適用されていた。遅刻者・欠席者には、「トゥキ札」が与えられ、大正期には遅刻者5銭、欠席10銭が課せられた。戦後も同様で、昭和33年には、遅刻5円、病欠3円、欠席10円、村踊りを無届でサボった者にはなんと一日あたり100円の罰金が課せられていた。綺麗事だけで、伝統芸能が保存されてきた訳ではなさそうである。

この慣習的な罰則制度は、明治 18 年(1885)に成文化して県に届け出た村の村内法を基に、更に字独自の細かい規律を設けて厳しく守らせたもので、口碑でしか残っていなかったものを『字誌』でまとめたものである。この制度の厳しさについて、字誌ではこう書いている。「おおよそ、現代の行政運営上の規約とは想像できない程のものであったといわれ、大方、罰則や科料によってのみ字の秩序を保っていたようである」<sup>(9)</sup>。

辺野古集落の例は、罰札制に関する記述の網羅性において特筆すべきものがあるが、それは決して 例外的なサンプルではない。比較・参照のために、同じく沖縄本島北部の他集落の罰札制度について 書き留めておくことにする。

大宜味村喜如嘉集落には、次のような札が見られた。家畜家禽取締札 (鶏札・牛札・犬札)、農作物保護取締り札 (甘藷泥棒は無論,熟してないシークァーサを取って食べると、たとえそれが自分の所有物でも罰金)、風俗取締札などである。これらの札を渡された者は、一日あたり5銭の罰金を払

わねばならなかった(1916 年(大正 5)の例)。大工の日当が 1 日 6 ~ 7 銭の時代に,決して少ない金額ではなかった。ただ例外もあった。山林・原野保護取締札がそれであり,生木を伐採した場合に与えられるこの札だけは,1 日十銭の課金となった<sup>(10)</sup>。なお,後述するように,この集落(シマ)では区長が管理する方言札が、罰金を伴って施行されていた。(区長は旧村頭)

今帰仁村与那嶺集落では、青年組織が青年会( $\sim25$ 歳)と二才組(のちに消防団)( $25\sim40$ 歳)の二重構造になっており、南島村内法(字内規程)の執行は二才組・消防団の担当であった。畑の砂糖黍を食べる、農作物を盗む、鶏の放し飼いには原札が渡された。草刈のあとに遊び呆けて夜遅くまで帰らない場合は「ユラリ札」が渡された。いずれも 1、2 銭の罰金が課せられた。薪拾いの際、生木が混入した場合は山札が渡され、これは 5 銭札であった (11)。

甘蔗の盗み食いへの罰,鶏の放し飼いへの罰,風俗取締り(夜遊びの禁止,女性の他村男性との交際等)などはどこの集落でも罰札制度の対象となっている。また,「山札」の課金の厳しさには歴史的な理由がある。山林の少ない沖縄において,木材は貴重品であった。数少ない山林が存在する沖縄本島北部で,琉球王国の時代から,材木の管理はとりわけ徹底して厳しく行われてきた。南島村内法は,元来は不文律であったが,山林の管理に関してだけは,琉球王国の時代から「杣山取締内法」(1751年)として成文化されてきたのである。

## (3)「方言札」とは何か

「方言札」とは、20世紀初頭から1970年代まで、南島(沖縄県・奄美諸島)の学校現場や社会教育の現場で使用された、方言を使用した者に与えられる罰則札である。南島以外では、東北地方で僅かにその札を使用したという伝承が存在するが、その普及の広範さと根深さにおいて到底比較できるようなものではない。方言札に関する広範囲で数多い伝承が存在したにも関わらず、長い間方言札そのものの実態は調査研究の対象になることがなかった。戦前の「沖縄方言論争」や、同化政策を語るときに引き合いに出されるひとつのアイテムとして存在してきた。

実際に方言札がどの程度使用されてきたのか、その使用期間と地理的分布を初めて検証の俎上に載せたのは、近藤健一郎の「近代沖縄における方言札」(愛知県立大学文学部論集児童教育学科編1998 - 2003)であった。近藤はこう書いている。「方言札は、何らかの法規に基づいて、すべての学校に一律に導入されていたわけではない。とするならば、近代沖縄の学校において、方言札はどの程度存在したのだろうか。私も直前に『全県的に広い範囲で方言札が存在した』と記したが、このことは歴史的事実として認め得るであろうか」(12)。そこで近藤は、学校記念誌に掲載されている回想記や座談会記録を資料として、近代沖縄において方言札がどの程度存在していたのかを具体的に調査した。

また、長い間「教具」としての方言札の実態や沖縄言語教育史上での位置付け、方言札の存在が巻き起こしてきた「沖縄方言論争」などについて、筆者は『南島史学64号』(南島史学会 2004)及び『沖縄の方言札』(ボーダーインク 2006)において論じた。そこでは、「方言札」が沖縄の伝統的なシマ

(集落) 社会に広く流通していた罰札制度の言語教育への応用であること、社会教育の現場で方言札が使用される事例の存在などの理由から、方言札の村落共同体出自説を主張した。「学説」として提議されては来なかったものの、沖縄の教育界で広く人口に膾炙していた、「方言札=県学務部創作説」に対する異論として提示したものである。(ちなみに県学務部とは、戦前の内務省の末端機関であり、その上層部は他府県から来た官僚によって業務が担われた。)

「方言札」制度自体が、沖縄の農村社会に古くから存在している罰札制度の応用であること自体は、戦前から多くの知識人によって言及されてきた。たとえば柳田國男は次のように述べている。「島には昔からの黒札といふ内法があって、次の違反者の発見を以って我身の責任を解除してもらふという、その組織を此の禁止(沖縄語の禁止)の上にも利用して居るとは情けない話である……()内筆者」(13)。

南島村内法の罰札の応用であること自体は、伊波普猷ら現地の知識人の共通見解でもあり、地元の学校誌にも言及されてきたところである<sup>(14)</sup>。

冒頭に記したように、方言札は、法や条例で県が強制したものではない。大きさや形状、素材や色などについて何らかの規範や基準が存在する訳ではない。木や紙や、場合によってはセルロイドという事例もあり、札に記載されている言葉も様々である。(「方言札」「わたしは方言を使いました」など)(15)。掃除当番、鞭で叩かれるなどの罰を伴う場合もあれば、遊び半分で使用されるような時間・空間もありえた。ただ、方言を喋った人間に与えられ、次の違反者が出るまでその札を首にかけておかねばならない」というルールだけが、全ての方言札に共通するシステムである。教師などの権力を持つ者が次の違反者を探すのではなく、あくまでも違反者自身が次の違反者を探すというこのルールは、沖縄の農村社会で、琉球王国の時代から広がっていた、南島村内法上の罰札制度と同じスタイルである。

#### (4) 罰札制度・方言札の慣習的性格

罰札制度が日常的な存在であった沖縄農村社会において,「普通語(標準語)励行」が避けられない課題となったとき.「方言札」がごく自然に受け入れられていったことは疑えない。

現在、那覇市の住宅街となっている国場の『国場誌』(国場自治会 2003)は次のように描写している。「村内法はすべて罰則規定であり、"なになにすべからず" "なになにを犯した者は、罰金(科金)いくらとする"という厳罰主義そのものである。そのほとんどは田畑の耕転、管理に関するもの、いわゆる「札制度」であり、終戦直後の一時期までは、学校の「方言札」にもなった」(同書 300頁)。

ただ、方言札を含む、こういった罰札制度自体が慣習的な存在であったため、その姿は、沖縄都市 部に住む知識人や官僚にすら、実態をあまり知られていなかった側面がある。少なくとも旧慣温存期 が終了してからは、沖縄社会を統治するのは帝国の刑法・民法を始めとする法体系であるはずであっ た。それが建前だった。

戦前沖縄を代表する知識人・伊波普猷の図書館長時代(1921年(大正 10))の文章「図書館にての

対話 | にはこうある。

- 「主 昔或る中学で方言の取り締まりに制札法を採用したことがある。
  - 客 制札法とは一体何のことだ。
  - 主 農村の内法の一で、砂糖黍を取って食べた奴を制裁する為に札を渡すことだ。(中略)
  - 客そして君、今でもやっているのか。
  - 主 それは君ずっと昔の話で、今頃そんなことがあってたまるものか」<sup>(16)</sup>。

ずっと昔どころか、この時期はまだ、「方言札」の歴史から見ると始まったばかりの初期段階に属する。(現在明らかになっている学校での最初の使用例は1903年(明治36)の北谷小学校のもの。

前述したように戦後の使用例も多い)<sup>(17)</sup>。もちろん砂糖黍の罰札もそう簡単に無くなってはいない。筆者が2003年に読谷村で聞き取り調査を行ったとき、次のような報告がみられた。

「方言札はあまり厳しかったという記憶はない。それよりも、村の原札で、学校帰りに砂糖黍を盗んで食べることのほうがずっと怖かった。罰金を取られるし、方言札よりずっとシビアでした」(読谷村喜名 比嘉とよ子、1940年代後半に喜名小学校在学)<sup>(18)</sup>。

方言札を含む罰札制度の慣習的性格のため、その実態を把握することが近代の知識人にとって如何に困難であったかが分る。

ただ、断っておかねばならないことがある。前項で挙げたような、罰札制度が青年集団の活動内容となっている諸例には、地域的偏差が存在するということである。先述したように、宮古・八重山諸島においては、罰札制度は明治になってから沖縄本島からもたらされたようであるし、青年集団の集まりが低調であった本島南部の一部には、罰札制度の執行が必ずしも若者の役割ではない地域も存在する。しかし、全面的なものか部分的な担当かは別にして、多くの集落(シマ)において、南島村内法・罰札制度の「執行者」が若者たちであったことは、先行研究や数多くの『字誌』における記述からも明らかである。(規則の「作成者」の多くはかつての村役人や長老であり、前述したように、全集落民の承認を経て執行された)。

#### (5) 沖縄の社会教育と「方言札」

冒頭に記したように、「方言札」は現在までのところ、基本的には沖縄県学校教育内部の出来事としてのみ俎上に載せられてきた。「方言札は、教育政策と、大和人教員、沖縄人教員それぞれの教育実践意図の交錯しあう地平において、沖縄語使用を禁止する方策として、旧来の慣習を応用して生まれた」(19)というように。方言札が沖縄農村の罰札制度の応用であること自体は、多くの論者が認めながら、農村社会と方言札の繋がり自体は今のところ筆者が指摘しただけにとどまる。ただ、ここでは方言札の出自を問うのではなく、社会教育の舞台において方言札が使用されてきたという歴史的事実を取り上げて、そのことの意味について考えて行きたい。確かに絶対数は学校社会内部の方言札制度

と比較すると少ないが、有する意味は決して小さくないと思われるからだ。

筆者が最初に集落(シマ)での方言札の使用例を知ったのは,前述した読谷村での聞き取り調査のなかであった。

「うちの学校では方言札は使われていなかった。その代わりに村の青年団によって使われており、方言を使うと札を渡され罰金を払わされた。僕も払わされたが、うちの親父が字の区長をしていたので大分まけてもらった」(昭和 17 年頃の回想。1932 年生まれ、読谷村渡慶次 与那嶺正吉氏 (仮名))  $^{(20)}$ 。

筆者の発表とほぼ同時期に発表された、志村文隆の調査でも、学校外の「地域方言札」の存在が確認されている。本部町(回答者4名)、及び大宜味村喜如嘉(同1名)において、学校外部の地域社会で流通していた方言札である(調査2005年)<sup>(21)</sup>。本部町の事例のうち、年長の2名のインフォーマント(1929年(昭和4)生と1933年(昭和8)生)は、地域方言札のみの体験者であり、あと2名は戦後の小学校で、学校の内外双方で2種類の方言札を体験している。

本部町の地域方言札は、地域の児童から構成される学友団によって実行されており、教室・学校では使用されていない。「先生方や大人は方言札の使用に関わらなかったということである。方言札の管理は学友団の団長であり、団長は当該地区の最上級生が担当していた」<sup>(22)</sup>。そして、他の罰札同様、次の違反者(方言使用者)をみつけて手渡され、毎週土曜日の夜に学友団主催の会合において、札を持っている人間に制裁が加えられた。制裁とは、「棘のついたアザミの葉の上に座らされる、頭をアザミの葉にこすりつけられる」というものであった。ここで言う「学友団」が、地域によっては「生徒自治会」などとも呼ばれる、社会教育上の「少年団」であることは言うまでもない。

大宜味村喜如嘉の事例では、学校の内外を問わず、「方言札」を使用した厳しい標準語励行運動が行われていたことが伺える。(インフォーマントは1935年(昭和10)生)。ここでの地域方言札は集落の区長が管理しており、地区内の班ごとの会所での勉強会に上級生が札を持参、学校の教員がたまに見回りにきたという学校・地域一体となった使用例であることが確認できている。地区によっては、罰金付の方言札も出回ったようだ。

なお,前に例示した通り,この集落の場合も様々な罰札制度が『字誌』に詳細に書き残されている。 罰金額が大きくなった家庭では、子どもを身売りする例もあったという<sup>(23)</sup>。地域の方言札は、札制 との関わりや歴史の相違のため、学校とは別に考察すべきであることを志村も指摘している。

また、地域によっては、「生徒自治会」などで生徒たちが自ら「方言札」を制作して、それを学校内に持ち込んだ事例も存在する。『辺土名小学校八〇周年記念誌』にはこうある。「共通語励行は全島の学校で強力に推し進められていた。私たちの学校もその例にもれなかった。いつの頃からか知らないが、各部落の生徒自治会が方言札というものを発行していた」<sup>(24)</sup>。

近藤健一郎の調査結果においても、地域での方言札使用の実例が見られる。近藤は例外があることを認めながらも、1930年代半ばを境にして、学校内のみから学校内外へと変化しているのではないかという仮説を述べている。その仮説は、1937年(昭和12)に国民精神総動員運動の一環としての

厳しい「標準語励行」運動が始まったことを考えあわせると、一定の説得力を持っている。しかし、近藤自身が認めているように、もっと古い事例もあり、学校社会との関係だけで地域方言札を論じていいとは考えられない。地域での方言札を例外的存在とみなすのではなく、集落(シマ)社会に深く根付いた罰札制度の一部であると考えるべきではなかろうか。

また近藤は、学校で使用されている方言札が家庭に帰っても地域で使用された例や、学校内で方言 以外の様々な罰への適応例を挙げているが<sup>(25)</sup>、これも、様々な罰則に適用された集落の罰札に近い 使用法であり、「方言札」の母胎を示唆しているように思える。

そして、最後に強調しておきたいのは、地域における「方言札」の有無に関わらず、社会教育のなかで「本土語教育」(普通語・標準語)が行われてきた事実である。明治期には、夜学校における会話学習があり(軍隊での言語の不通は大問題であった)、僻地の民衆ほど熱心に言語教育を受けた。琉球王国の標準語は首里士族語であり、本土語の習得は彼らにとって被差別の解消にも繋がったという側面があるからだ。また、標準語励行期のように行き過ぎた母語抹殺が行われた時期もあった。

### (6) まとめ

1916 年(大正 5),青年会の役割は文部・内務両省訓令(第一次),次官通達によって,「修養機関」(通俗教育・社会教化)へと特化されることになった。沖縄の青年会も例外ではなかった。ただ本土と歴史を異にする沖縄の場合は,そう簡単には行かなかった。同年,沖縄では県産業 10 年計画の実施機関として,全県レベルでの「沖縄県青年会」が発足したばかりであった。他府県でも,活動費獲得のために農業生産に携わるなどの例は見られるものの,活動範囲が砂糖黍畑の開墾,酒屋や銭湯の経営<sup>(26)</sup>,図書館・理髪店の建設<sup>(27)</sup>,納税組合や信用組合の設立や運営にまで及ぶような例は沖縄以外にはない。沖縄県が企てた県産業 10 年計画のもつ方向性は,文部・内務両省の打ち出す方向とは大きく矛盾するものであった。初代の県青年会長であり,知事でもあった大味久五郎氏が更迭された史実が,このことと無関係にあったとは到底思えない。1916 年(大正 5)の文部・内務両省訓令後は,さすがに青年会による納税組合や信用組合,企業経営などは影を潜めたが,慣習である南島村内法上の罰札制度がそれで無くなったわけではない。

もとより,近代沖縄の青年会(団)には,組織の二重構造が明確であった。集落(シマ)で道路普請や共同労働(ユイマール)を担い,罰札制度を通じて字行政に関わり,婦女子を監視する字・集落の青年会(団)と,学校長などの有力者が会長を務め,学校出の会員たちによって「風俗改良運動」(同化政策でもあり,衛生事情の改善などの生活近代化でもある)や運動会など各種行事を担う郡・市町村などの行政青年会(団)の二つである。

集落(シマ)青年会(団)が、旧来の二才揃などの若者組織と複雑な関係性を有するのに対し、上位団体である郡・市町村の青年団は近代以降に結成された土着性を欠いた集団であり、国の意図に沿って、近代化と社会教化を目的とする修養団体として特化されていた。国の第三次訓令で、青年団の年齢制限が25歳と定められても、上部団体である行政青年団はすぐにそれを現実化したが、支部

でもある各集落では、苦肉の策を講じながら、時には何年もかけて、既成の青年集団を再編しなければならなかった $^{(28)}$ 。

そのことはまた、集落(シマ)青年団の側が、市町村青年団の支部としての性格と、労働団として、村内法の執行者として村政を担う土着青年集団としての性格という二つの性格を有する集団となることを意味していた。それは、集落の青年組織が、対日同化や近代化を推進して行く側面と、古くからの文化を継承し、昔ながらの南島村内法・罰札制度の執行者としての役割を担い続ける側面という、ある意味で相反する二重性格を抱えることを意味していた。

言い方を変えれば、沖縄の青年集団によってはじめて、各集落(シマ)ごとに踊り方が異なるエイサーやカチャーシーなどの歌舞音曲が残され継承されてきたと同時に、日本から東南アジアまで広がる歌垣の沖縄バージョンであった「毛遊び」(夜、浜辺に男女が楽器や酒を持って集まり遊んだ。)や刺青・琉装の禁止などの「風俗改良」という名の自己否定が為されてきたという、矛盾する活動を強いられることを意味していた。それは、彼らが夜学校などで民衆の読み書き能力の向上に寄与しながら、後年には母語の否定(沖縄口を滅ぼす役割)を担う役目をも担ったことも同じ文脈においてである。

現在、地域社会の「地域力」が弱まり、共同体の力や人々の絆を如何に回復するかが、社会教育の世界で問われている。そして、そのときに、沖縄社会に伝統的に存在したユイマールなどが共同扶助の好例として持ち出されることは決して珍しくはない。本土と比較して、階層分化も進まず、土地の私有も長く認められなかったが故に存在した共同労働・相互扶助への着眼は、決して的を外したものではない。しかし、ユイマールを可能にする共同体の紐帯の強さがどのように維持されてきたのかを考えるとき、現代の問題と結びつける為には、今一度歴史的な検証が必要であるように思える。本稿で問題にした、沖縄の青年たちによって執行されてきた南島村内法の罰札制度や地域での方言札の使用は、ユイマールを可能にする共同体の紐帯の強さがどのように維持されてきたのかを語っている。沖縄のユイマールや相互扶助のあり方を、沖縄の地域力・地域文化の陽画(ポジ)とすれば、この論稿で扱った南島村内法の罰札制度はその陰画(ネガ)であるといえよう。

また支配層が国家権力を動かして教育政策を展開する場合,学校教育と比較して,社会教育ではより直接的・明示的に政治的な教育要求が顕示される傾向にある<sup>(29)</sup>。沖縄の青年集団が有する紐帯の強さは美点でもある。だが,それが国策としての社会教化と結びついたとき,明らかに抑圧的機能として現象することは歴史が教えてくれている。沖縄の青年団体が帯同した「共同体至上主義」を相対化し、家族や個人の生活と権利を大切にする憲法で保障された価値観を柱に、集団を自覚的に「開いて」行くことが、新時代の「ユイマール」に繋がるはずだ。

注(1) 比嘉春潮・山崎山秀明(共編)『沖縄の犯科帳』東洋文庫 平凡社 1965

- (2) 真境名安興「沖縄一千年史」(『真境名安興全集 1』 琉球新報社 1993 340 頁)
- (3) 比嘉春潮・山崎山秀明(共編)『沖縄の犯科帳』東洋文庫 平凡社 1965

- (4) 真境名. 前掲書. 340頁
- (5) 奥野彦六郎『南島村内法』至言社 1977 この罰札制度は本島の習俗であったらしく,八重山・宮古諸島では,明治以降に導入されたという報告を奥 野は書いている。
- (6) 田中治彦著『少年団運動の成立と展開』九州大学出版会 1999 81 頁
- (7) 『沖縄県史 4』 国書刊行会 1989 606-607 頁
- (8) 『辺野古誌』辺野古区事務所 1998 (辺野古の制度の説明は全てこの書による。)
- (9) 『辺野古誌』 辺野古区事務所 1998 177 頁
- (10) 『喜如嘉誌』 1996
- (11) 『与那嶺誌』 1995
- (12) 近藤健一郎「近代沖縄における方言札(1)」(愛知県立大学文学部論集児童教育学科編 47号 1998 30頁)
- (13) 谷川健一編『わが沖縄 方言論争』木耳社 1970 53 頁
- (14) 養秀同窓会編『沖縄の教育風土記……県立一中・首里高校九○年のあゆみ』養秀同窓会 1971
- (15) 竹富島・喜宝院蒐集館所蔵「方言札に関する聞き取り資料」
- (16) 沖縄県立図書館発行「図書館報」第二号(1921 [大正 10])
- (17) 近藤健一郎編『方言札 ことばと身体』(沖縄・問いを立てる 2) 社会評論社 2008
- (18) 井谷泰彦『沖縄の方言札』ボーダーインク社 2006 148 頁
- (19) 近藤. 前掲書 46-47 頁
- (20) 井谷. 前掲書 187-188 頁
- (21) 志村文隆「沖縄における方言札 体験者への聞き取り調査から」(『宮城学院女子大学研究論文集 102号』)
- (22) 志村. 前掲論文 22頁
- (23) 『喜如嘉誌』 1996 52 頁
- (24) 『辺土名小学校八○周年記念誌』(同校発行 1962) 55 頁
- ②25 近藤健一郎「近代沖縄における方言札(3)」(愛知県立大学文学部論集児童教育学科編 50号 2001 42頁)
- (26) 酒屋は名護市久志集落など、風呂屋は今帰仁村今泊の事例。
- ②7 読谷村座喜味集落の事例。波平正康『人はただ命』(私家版 1997) での回想。
- (28) 井谷泰彦「沖縄の二才揃と本土の若者組」(『紀要』 別冊 19 号 1 2011)
- (29) 宮坂広作著『社会教育の政治学』明石書店 1991